ŌMIYA NEWS

No.68　2026年10月29日 JR 東労組大宮地本

内部通報した人が不利益を受けたと訴えています!

職場の不正や問題点を指摘した労働者が、その後に不利益な扱いを受けたと訴える事例が相次いで報じられています。

・日本銀行 内部通報した女性職員が本採用拒否

日本銀行に今年４月に中途採用された 50 代の女性職員が、本採用を拒否されたとして東京地裁に提訴した。女性職員は、日銀のシステムを点検する業務を担当し、問題点を報告。5 月に内部通報を行った後、関係する会議やメールから外されるようになったと主張している。

８月 27 日に本採用を拒否され、さらに総裁・副総裁への通報から４日後の９月４日には、庁舎への立ち入り禁止などを命じられたという。



弁護士 JP ニュース（2026 年 10 月 5 日）「日銀で『送金システム不備』内部通報したら『庁舎立ち入り禁止』の報道を参考に作成



東京新聞（2026 年 5 月 22 日）「談合を内部告発した元部長に『退職金９割返せ』と命じた千代田区」の報道を参考に作成

※2 点のイラストは報道内容をもとに AI で作成したイメージです

・千代田区 内部告発した元幹部に退職金９割返納命令

官製談合事件を警察に告発した元幹部職員に対し、退職金の９割を返納するよう命令した問題が報じられている。

元幹部職員は、入札に関する秘密情報を漏らしたとして有罪判決を受けている一方、組織内の不正を明らかにするため、自ら通報したと説明している。

千代田区は、返納命令は有罪判決の確定に基づくもので、内部告発への報復ではないと説明している。

職場の不正や問題に声を上げた人が、孤立し不利益を恐れる職場であってはなりません

団体交渉を通じて改善を求め、労働協約を結ぶことで働く仲間を守るルールをつくることができます！

一人では対抗できない会社の力に向き合うためには労働組合が必要です！

安心して働ける職場をつくるために

東労組へ結集しよう!